

日本国厚生労働省及びフィンランド共和国社会保健省間の協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びフィンランド共和国社会保健省（以下「当事者」という。）は、保健及び福祉分野における協力を発展させるため、以下のとおり決定した。

第1節 目的

本協力に関する覚書（以下「覚書」という。）の目的は、日本国及びフィンランド共和国間の保健及び福祉分野における協力を強化し、発展させることである。

第2節 協力分野

両当事者は以下の事項を含む分野において協力するが、これらに限られない。

- 1 保健及び福祉分野における政策及び法整備
- 2 健康増進及び疾病予防、早期診断
- 3 在宅ケア、高齢者介護、リハビリテーション、在宅生活支援
- 4 保健制度の強化及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジを通じた健康安全保障についての能力向上
- 5 個別化医療、ゲノム学、がん研究及びバイオバンクを含む医療研究、ビッグデータ活用、新薬及び疾病治療法の開発
- 6 保健及び福祉分野の技術、デジタル化及びロボティクス
- 7 医療機器及び医療アプリケーションの規制及び認定

第3節 協力方法

当事者は本覚書に基づく協力を促進するため定期的又は必要に応じて会合をもつこととする。協力は以下の形式で実施される。

- 1 経験及び関連情報の交換
- 2 国の行政機関、研究機関、学術機関及び企業間における協力の推進
- 3 ビジネス機会、共同事業・活動の促進
- 4 必要に応じた相互視察、セミナー、ワークショップ及び商業関連イベントの促進
- 5 当事者により共同決定されたその他の協力方法

第4節 資金及び資源

本覚書に基づいて実施される活動は、当事者による資金及び資源が使用可能であることを条件とする。双方による特段の定めがない限り、本覚書に基づいて実施される活動について生じる費用はそれぞれが負担する。

第5節 紛争

本覚書の解釈、適用又は実施に関して当事者間で生じた紛争は、両当事者間の友好的な協議を通じて解決するものとし、いかなる国内又は国際仲裁機関若しくは第三者にも解決を付託しないものとする。

第6節 修正

本覚書は当事者の書面による相互の同意をもって、いつでも修正することができる。

第7節 期間及び終了

本覚書に基づく協力は、署名の日付から開始し、5年間継続されるものとする。参加者の一方が当初期間又は更新期間の満了の6か月前までに書面による通知を行わない限り、本覚書に基づく協力は自動的に更に5年間更新される。

本覚書の下での協力の終了は、本覚書に関する契約の有効性に影響を及ぼさない。

当事者は懸案事項への対処方法について互いに協議して決めることとする。

第8節 連絡先

当事者はそれぞれ連絡先（POC）を指定することとする。POCは当事者間の情報及び活動に関する主要窓口の役割を果たすものとする。

第9節 協力覚書の性質

本覚書は法的拘束力を生じるものではなく、当事者を拘束する国内法上又は国際法上の義務に優先することを意図したものでもない。本覚書に基づいて提供され、又は生成された情報は全て当事者の国内法及び規則に沿って保護、使用、伝達、保存、処理されることとする。

本覚書は英語で2通作成され2018年4月10日に東京において署名された。

日本国厚生労働省のために

フィンランド共和国社会保健
省のために
